弁護士法人
長瀬総合法律事務所
NAGASE Sogo Law Office

NS News Letter

Vol. 19
2017



CONTENTS

1．　Topics：第１６回　人権交流集会のご案内
2．Column①：【企業法務】会社運営の留意点④
3．Column②：【離婚問題】慰謝料請求をされた方へ！①
4．Column③：【交通事故】知っておきたい後遺障害等級認定の実務⑦
5．　Notice：セミナーのご案内

１．Topics：第１６回　人権交流集会のご案内

このたび、第１６回人権交流集会が下記日程で開催される予定です。

第１６回　人権研究交流集会（in 大阪）　開催要項

単なる理想か？　憲法の可能性と実現力

【日時】

（１日目）２０１７年１１月２５日（土）　開場１２時３０分

あすわか兵庫の憲法劇	１３時００分～１４時００分
分科会①	１４時１０分～１６時００分
分科会②	１４時１０分～１８時００分
懇親会	１８時３０分～２０時００分

（２日目）２０１７年１１月２６日（日）

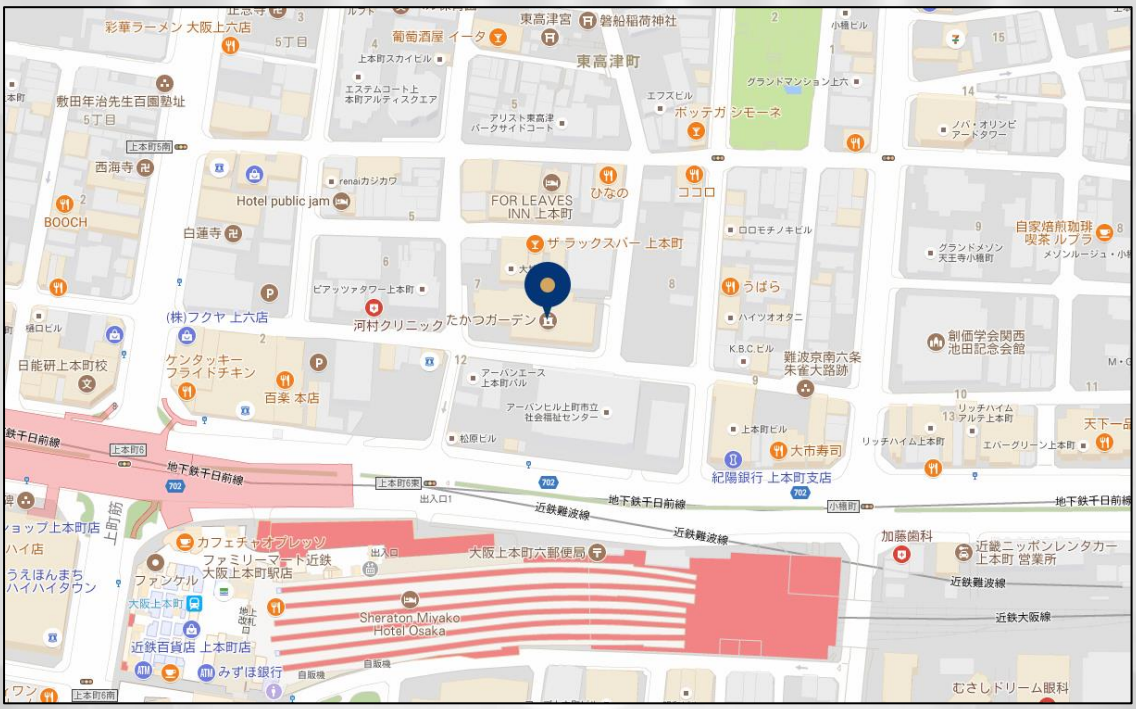
全体会	１０時００分～１３時００分

【場所】

大阪府教育会館「たかつガーデン」

〒５４３－００２１　大阪府大阪市天王寺区東高津町７－１１

TEL：０６－６７６８－３９１１



※地下鉄「谷町９丁目」、近鉄「上本町」すぐ

（懇親会）

〒５４３－０００１　大阪府大阪市天王寺区上本町８－２－６

大阪国際交流センター１階　ラッフィナート

TEL：０６－６７７３―４００３

※近鉄「上本町」より徒歩５分

【参加費】

弁護士参加協力券　２０００円
一般参加券　　５００円
懇親会費　　５０００円～６０００円
宿泊費　　８５００円
東横インあべの天王寺、東横イン大阪通天閣前、東横イン大阪梅田東
※ホテル宿泊手配は、（株）富士国際旅行社が企画実施する募集型企画旅行です。
＜費用にふくまれるもの＞シングルルーム料金、朝軽食、サービス料、諸税
託児室　　１時間５００円

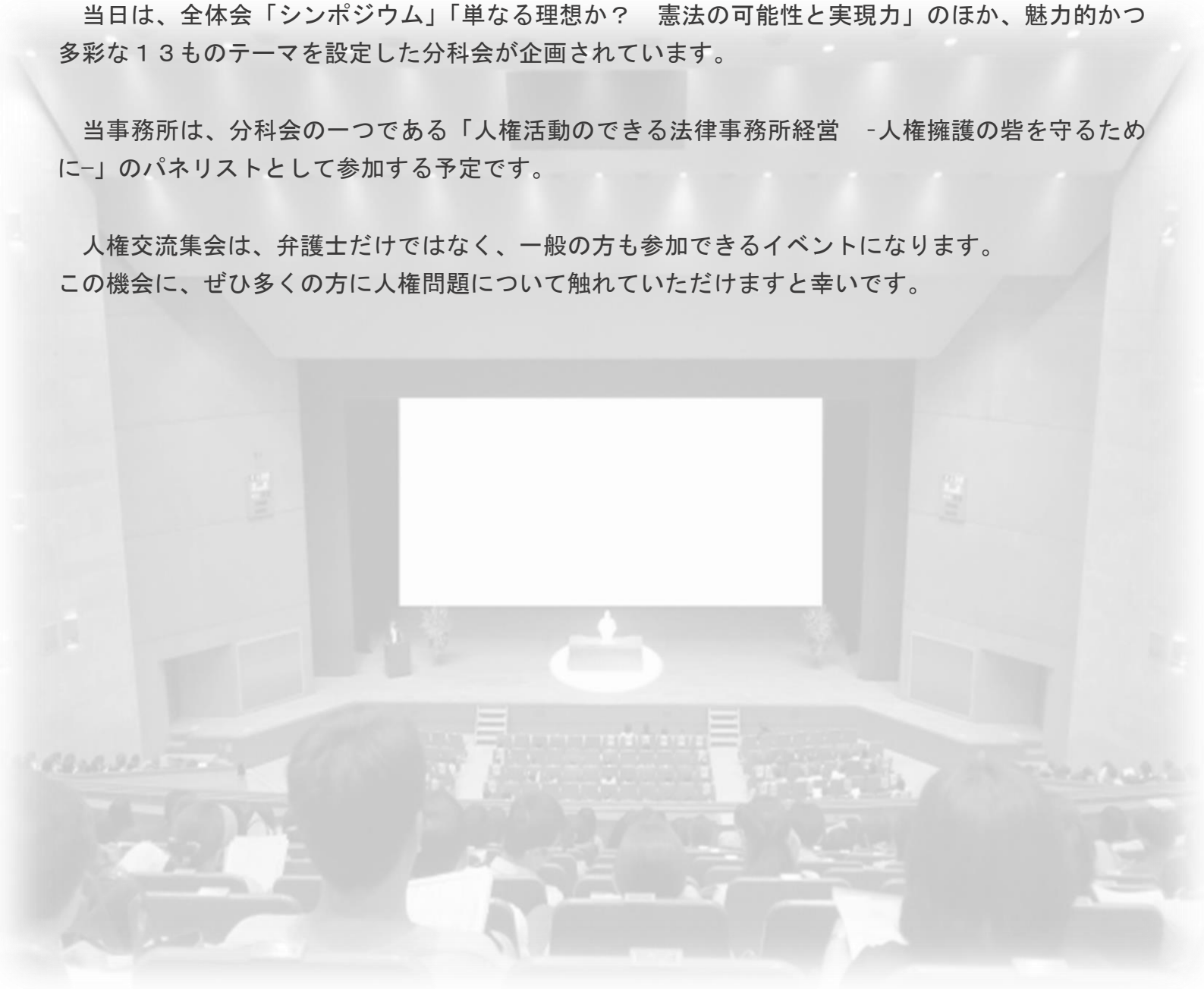
【お問合せ】

http://jinkensyukai.com/

当日は、全体会「シンポジウム」「単なる理想か？　憲法の可能性と実現力」のほか、魅力的かつ多彩な１３ものテーマを設定した分科会が企画されています。

当事務所は、分科会の一つである「人権活動のできる法律事務所経営　-人権擁護の砦を守るために-」のパネリストとして参加する予定です。

人権交流集会は、弁護士だけではなく、一般の方も参加できるイベントになります。
この機会に、ぜひ多くの方に人権問題について触れていただけますと幸いです。



２．Column①：【企業法務】会社運営の留意点④

同族会社や中小企業であっても、法人（株式会社）である以上、会社法等の規制を受けることになります。

一方、会社法等の規制は非常に複雑な構成となっています。そして、会社法等の規制の理解を誤れば、会社の適切な運営はおろか、場合によっては経営権すら脅かされる事態になりかねません。

本ニュースレターでは、前号に引き続き、会社運営・株主対策上の留意点のうち、取締役について解説いたします。会社の機関設計にあたりお悩みの方にとってご参考になれば幸いです。



●　取締役　利益相反取引　取締役兼１００％株主と利益相反取引

【質問】

当社の代表取締役Ｘは、当社の１００％株主でもあります。

このたび、Ｘ個人の事業について、当社に対して事業譲渡することを検討していますが、このような取引は利益相反取引に該当するのでしょうか。

【回答】

Ｘが会社の全株式を保有しているのであれば、完全親子会社間での取引が利益相反取引に該当しないのと同様に、ご相談の取引は利益相反取引には該当しません。

【解説】

１．利益相反取引とは

「利益相反取引」とは、取締役がその忠実義務に違反して会社の利益を犠牲にして自己又は第三者の利益を図る取引をいいます。

会社法上は、会社法３５６条１項２号及び３号の取引を総称して「利益相反取引」として規定しています。なお、同様の趣旨に基づき、利益相反取引とは別に、取締役が自己又は第三者のために会社の事業の部類に属する取引をしようとするときはあらかじめ株主総会（取締役会設置会社の場合は取締役会。会社法３６５条１項）の承認を必要とする、競業避止義務が規定されています（会社法３５６条１項１号）。

利益相反取引のうち、会社法３５６条１項２号に規定する取引は、取締役が自己又は第三者のために会社と行う取引（直接取引）であり、会社法３５６条１項３号に規定する取引は、会社が取締役以外の者との間で行う、会社と取締役の利害が相反する取引（間接取引）をいいます。

直接取引と間接取引は、自己のための直接取引についてのみ無過失責任であり、責任の一部免除等の適用がない点で差異がありますが、株主総会（又は取締役会）の承認が必要である点で違いはありません。

２．取締役兼１００％株主と会社の取引

利益相反取引について株主総会（又は取締役会）の承認が必要とされた趣旨は、取締役がその忠実義務に違反して会社の利益を犠牲にして自己又は第三者の利益を図ることを防止することにありますが、取締役が会社のすべての株式を保有している、いわゆる１００％株主である場合、実質的には当該取締役の個人経営にすぎないものといえます。

かかる会社と取締役との取引については、当該取締役と会社の利益が実質的に一体である以上、取締役がその忠実義務に違反して会社の利益を犠牲にして自己又は第三者の利益を図るといった事態が生じず、取締役会の承認は不要と解されています。

また、判例上、かかる取締役兼１００%株主と会社との取引については、利益相反取引（直接取引）に該当しないものとされています（最高裁昭和４５年８月２０日）。

なお、判例上、取締役と会社との取引について、株主全員の同意がある場合には、利益相反取引に関する取締役会の承認がなくても取引は有効と解されている（最高裁昭和４９年９月２６日）ところ、取締役兼１００%株主と会社との取引についても、実質的に一人株主の同意がある場合と同視することができることからも、取締役兼１００%株主と会社との取引については利益相反取引に該当しない、と整理することができます。

３．ご相談のケースについて

Ｘは会社の代表取締役兼１００%株主とのことですので、実質的に会社と当該取締役とは経済的に一体関係にあるといえ、会社との取引の間に利益衝突が生じることはないものといえます。したがって、完全親子会社間の取引と同様、ご相談の取引は利益相反取引には該当しないものと思われます。

●　取締役　利益相反取引　取締役と親族との取引と利益相反取引

【質問】

当社の取締役Ｘから、Ｘの妻Ｙが個人的に負っている債務について、会社で保証してもらえないか相談が寄せられました。会社の取締役の家族との取引は、利益相反取引に該当するのでしょうか。

【回答】

会社と取締役の親族との取引が利益相反取引に該当するかは見解の対立がありますが、取締役の配偶者や未成年の子どもとの取引については利益相反取引と判断される可能性があるため、実務上は会社がＹの債務を保証することについては利益相反取引に該当するものとして、慎重に対応することが望ましいといえます。

【解説】

１．取締役の親族と会社との取引

会社と取締役の親族との取引が利益相反取引に該当するか、については未だ判例の立場は明確ではなく、見解の対立があります。

具体的には、取締役の配偶者や未成年の子については取締役と同視すべきとする見解や、生計を同一とする者については取締役と同視すべきとする見解がある一方、法的安定性を重視する立場から、反対の見解も主張されています。

この点、仙台高裁平成９年７月２５日判決は、会社の代表取締役を被保険者、会社を保険金受取人とする生命保険について、保険契約者を会社から当該代表取締役個人に変更するとともに、保険金受取人を当該代表取締役の配偶者に変更したことについて、配偶者が社会経済的に同一の生活実態を有していること等を根拠に、利益相反取引に該当するものと判断しています。

また、東京高裁昭和４８年４月２６日判決は、取締役の妻の債務を取締役自身が保証した事案ではありますが、取締役の妻の債務を会社が保証することは、取締役会の承認が必要な利益相反取引としています。

３．ご相談のケースについて

以上の見解及び裁判例からすると、取締役の配偶者や未成年の子どもとの取引については利益相反取引と判断される可能性があることから、実務上は会社がＹの債務を保証することについては利益相反取引に該当するものとして慎重に対応することが望ましいといえます。

● 取締役　利益相反取引　責任限定契約の締結と利益相反取引

【質問】

当社の非業務執行取締役Ｘから、当社とＸとの間で、取締役の責任について限度額を定めて欲しい旨の要望を受けました。

当社としては、かかる要望に応えてＸとの間で責任限定契約を締結することに異存はありませんが、このような契約の締結は利益相反取引に該当するでしょうか。

【回答】

会社が非業務執行取締役であるＸの責任を限定する旨の契約を締結することは、直接取引による利益相反取引に該当するものとして、取締役会において利益相反取引の承認を行うとともに、当該決議において契約を締結するＸについて特別利害関係人として取り扱うことが適当と思われます。

【解説】

１．責任限定契約

責任限定契約とは、会社と業務執行取締役等以外の取締役との間で、当該取締役等の会社に対する責任について、責任の限度額をあらかじめ定める旨の契約をいいます（会社法４２７条）。

責任限定契約は、非業務執行取締役の賠償責任に関する不安を取り除くことが目的であり、類似の制度として取締役等の責任の免除（会社法４２６条）があります。

もっとも、取締役等の責任の免除の場合、取締役・取締役会が実際に免除の決定をするか、また、免除額がいくらになるかについて不確実な点が残りますが、責任限定契約であれば、事前に責任の限度額が確定するため、取締役にとってはより安心できる制度といえます。

かかる責任限定契約については、定款変更時に株主総会の承認を得ていること等を理由に、改めて利益相反取引としての承認は不要であると整理する余地もないではありません。

もっとも、外形上、直接取引による利益相反取引に該当するものとして、実務上は、取締役会において利益相反取引の承認を行うとともに、当該決議において契約を締結する相手の取締役については特別利害関係人として取り扱うことが適当と思われます。

４．ご相談のケースについて

会社が非業務執行取締役であるＸの責任を限定する旨の契約を締結することは、直接取引による利益相反取引に該当するものとして、取締役会において利益相反取引の承認を行うとともに、当該決議において契約を締結するＸについて特別利害関係人として取り扱うことが適当と思われます。

3．Column②：【離婚問題】慰謝料請求をされた方へ①

今回は、他方配偶者に不倫・浮気をされてしまった方が、「不貞相手を訴えたい！」と思ったときにご留意いただきたいことをお伝えします。

●　弁護士に依頼することのメリット

不倫・不貞慰謝料の請求をされた場合に、弁護士に依頼するメリットは以下の２点です。

１　精神的・時間的負担の軽減

２　弁護士による示談交渉のノウハウや裁判に関する豊富な知識の活用

１　精神的・時間的負担の軽減

不倫・不貞慰謝料請求をされた場合に、弁護士に依頼すれば、交渉の窓口はすべて弁護士に一任されたことになり、今後はご自身で直接、相手方と話したり、交渉したりする必要が一切なくなります。

不倫をしてしまった負い目があるため、ただでさえ、ご自身で相手方と話したりするのは気が重いでしょう。まして仕事があるのに、その忙しい時間を割いて、同僚の目を気にしながら交渉をしたりすることは極めて煩わしいものです。加えて、相手方が弁護士に依頼しているようなケースでは、法的知識に乏しいままで交渉に臨むことになってしまい、良く分からないまま不利な条件で示談をさせられてしまう可能性まであります。

しかし、弁護士に依頼すれば、このような煩わしさからは解放されます。また交渉のプロフェッショナルである弁護士に一任することの安心感も得られます。慰謝料請求をされた場合には、まずは速やかに弁護士に相談に行かれることをおすすめします。

２　弁護士による示談交渉のノウハウや裁判に関する豊富な知識の活用

当事務所では、これまでに多数の慰謝料請求事案を解決してきた実績があります。示談交渉では、交渉のノウハウによって早期解決ができるかどうかが左右される面もあるといえます。示談交渉のノウハウを持つ弁護士に一任することによって、法的知識や交渉のノウハウを持たない一般の方々であっても、不利な条件を飲まされてしまうリスクを避けて、適正な解決を図ることが可能となります。このことは、相手方が弁護士に依頼してきている場合には、より一層重要となってきます。

また、弁護士には交渉できる範囲に制限はありません。行政書士にはそもそもクライアントの代理人として交渉する権限はありませんし、また、司法書士も請求額が１４０万円未満の事件しか代理権がないという制限があります。

これに対して弁護士は、どのような高額な請求をされた場合であっても制限なく代理人として交渉する権限があります。いたずらに悩んで時間を浪費することなく、まずは弁護士に相談しましょう。

このように、慰謝料請求をされた場合でも、弁護士に依頼することにより様々なメリットがあります。弁護士は、お客様に交渉を一任された場合であっても、随時、お客様の意向を確認しながら、お客様の満足のいくベストな解決を図ります。当事務所は初回相談は無料となっております。

まずはお気軽にご相談にお越しください。

その他にも様々な情報があります！詳しくは離婚サイトへ！

離婚問題サイト　▶　http://rikon.nagasesogo.com

4．Column③：【交通事故】知っておきたい後遺障害等級認定の実務⑧

当事務所では、交通事故問題についても、多数の案件に対応しております。
今回は、後遺障害が「首」に残存した場合について解説します。

● 脊髄障害

脊髄障害は、脊髄圧迫骨折等によって発生します。脊髄の後遺障害等級については、脊柱の運動障害と変形障害に着目して、以下のとおり等級が認められます。

☑ 脊柱の運動障害

✓ 脊髄とは？

頭側から尾側の尾骨までの骨の連なりの柱のことをいいます。頭側から頸椎７個、胸椎１２個、腰椎５個の合計２４個の椎骨が椎間板を挟んで形成されていて、最後の第５腰椎の尾側には仙骨と尾骨がついています（ただし、後遺障害等級表上の「脊柱」の障害には、仙骨及び尾骨は含まれません）

等級	後遺障害
６級５号	脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの。次のいずれかにより頸部及び胸腰部が強直したもの。 ① 頚椎及び胸腰椎のそれぞれに脊椎圧迫骨折等が存しており、そのことがエックス線写真等により確認できるもの ② 頚椎及び胸腰椎のそれぞれに脊椎固定術が行われたもの ③ 項背腰部軟部組織に明らかな器質的変化が認められるもの
８級２号	脊柱に運動障害を残すもの。次のいずれかにより、頸部又は胸腰部の可動域が参考可動域角度の２分の１以下に制限されたものをいいます。 ① 頚椎又は胸腰椎に脊椎圧迫骨折等が存しており、そのことがエックス線写真等により確認できるもの ② 頚椎又は胸腰椎に脊椎固定術が行われたもの ③ 項背腰部軟部組織に明らかな器質的変化が認められるもの

☑ 脊柱の変形障害

等級	後遺障害
６級５号	脊柱に著しい変形を残すもの。 ① ２個以上の椎体の前方椎体高が当該椎体の後方椎体高と比べて減少し、減少したすべての椎体の後方椎体高の合計と減少椎体高の合計との差が、減少した椎体の後方椎体高の１個当たりの高さ以上となっているもの ② コブ法による側彎度が５０度以上となっているとともに、１個以上の椎体の前方椎体高が当該椎体の後方椎体高と比べ減少し、減少したすべての椎体の後方椎体高の合計と減少後の前方椎体高の合計との差が、減少した椎体の後方椎体高の１個あたりの高さの５０％以上となっているもの
８級２号	脊柱に中程度の変形を残すもの ① １個以上の椎体の前方椎体高が当該椎体の後方椎体高と比べ減少し、減少したすべての椎体の後方椎体高の合計と減少後の前方椎体高の合計との差が、減少した椎体の後方椎体高の１個あたりの高さの５０％以上となっているもの ② コブ法による側彎度が５０度以上あるもの
１１級７号	脊柱に変形を残すもの ① 脊椎圧迫骨折等を残しており、そのことがエックス線写真等により確認できるもの ② 脊椎固定術が行われたもの ③ ３個以上の脊椎について、椎弓切除術等の椎弓形成術を受けたもの

● 食道

食道が狭くなってしまい、食べ物が飲み込みずらい自覚症状がある場合は、後遺障害の対象となる場合があります。食道が狭くなったことによって、造影剤のうっ滞が認められる場合には、後遺障害等級が認定されます

☑ 認定される可能性のある後遺障害等級

等級	後遺障害
９級	食道狭窄による通過障害

● むちうち

✓ むちうちとは？

交通事故などの衝撃により､首の部分がむちがしなるように前後に連続して大きく動くために、筋肉、靭帯、椎間板（ついかんばん）、血管などが損傷するものをいいます。首の痛みはもちろん、神経を傷つけていると手足のしびれや倦怠感、めまいなどの症状もおこします。

● 頸椎捻挫

むちうちの大部分が、この頸椎捻挫です。いわゆる首の捻挫です。首・肩・背中のコリや痛みなどが起こります。

● バレー・ルー症状型

衝撃が首の骨を通り越して、自律神経まで傷つけた際に発症するものを言います。めまいや耳鳴り、息苦しさなどを引き起こします。

● 神経根症状型

神経を支える根本が引き伸ばされたり、圧縮され負荷を受けるケースです。身体の各部位に痺れを感じたり、力が入らないような症状が出ます。

● 脊髄症状型

直接脊髄まで損傷してしまう症状です。体にマヒが残り、知覚障害や歩行障害を併発してしまうことがあります。後遺障害として体に症状が残ってしまう可能性のある、非常に危険な症状です。

● 脳髄液減少症

事故の衝撃により脳髄液が漏れだし、様々な症状を併発してしまう場合もあります。全身の痛み、聴力・資力・味覚障害、倦怠感、自律神経症などを引き起こします。

☑ 認定される可能性のある後遺障害等級

等級	後遺障害
１２級１３号	局部に頑固な神経症状を残すもの
１４級９号	局部に神経症状を残すもの

各部位の詳しい説明は、交通事故サイトへ！
交通事故専門サイト ▶ http://jiko.nagasesogo.com

５．Notice：セミナーのご案内

当事務所は、リーガルサービスを、「**臨床法務（トラブルの解決）**」という面だけではなく、「**予防法務（トラブルの防止）**」、さらには「**戦略法務（事業戦略への活用）**」という面でも捉えています。
当事務所では、リーガルサービスを有効にご活用いただくべく、顧問先様をはじめとした各企業・事業主様に向けて、継続的にセミナーを開催しています。

現在、当事務所で開催を予定しているセミナーは、以下の一覧のとおりです。

対象	テーマ	牛久	水戸
社会保険労務士様	ハラスメント対策 ハラスメント類型別初動対応の実務	**平成２９年１２月１９日（火）** 午後５時～午後６時３０分	**平成２９年１２月２１日（木）** 午後５時～午後６時３０分
	長時間労働対策 長時間労働の法的リスク別対応の実務	**平成３０年　２月２３日（金）** 午後５時～午後６時３０分	**平成３０年　２月２７日（火）** 午後５時～午後６時３０分
接骨院整骨院様	交通事故患者への問診・説明方法		**平成２９年１２月　８日（金）** 午後１時～午後２時３０分
	知っておきたい弁護士の活用法		**平成３０年　２月　２日（金）** 午後１時～午後２時３０分

ご興味のあるセミナーがございましたら、ぜひご参加をご検討いただけますと幸いです。
なお、顧問先様は、セミナーのご参加は無料となりますので、社員研修等の一環として、ぜひご活用をご検討ください。

●　セミナーのご報告

下記のセミナーを開催いたしました。当日は多くの方にご参加いただき、充実した時間を過ごすことができました。大変感謝しております。

対象	テーマ	開催日時	
介護事業者様	介護保険制度改正における介護事業者の取り組み	**平成２９年１１月２４日（金）**	
運送運輸会社様	問題社員対策	**平成２９年１１月２２日（水）**	**平成２９年１１月２９日（水）**
士業事務所経営者様	顧問開拓セミナー	**平成２９年１１月１８日（土）**	

● セミナー実績

当事務所では、ビジネス・経営・マネジメントに有益な法律知識をわかりやすく解説する、社内研修サービスを行っております。

テーマ	日時	
個人情報保護と コンプライアンス	平成２９年１０月１０日	平成２９年１０月１１日
契約実務	平成２９年１１月１５日	

現在までに、「個人情報保護とコンプライアンス」、「契約実務」などをテーマとしたセミナーを開催いたしました。

経営者様や人事部・法務部ご担当者様のニーズなど、様々なご要望に応じてお話させていただきます。研修のテーマについては、貴社のご要望に応じて企画いたします。お気軽にご相談下さい。

詳しくは下記ＵＲＬ、企業法務サイト「社内研修のご案内」ページをご覧ください。

あなたの会社と社員を強くします

社内研修のご案内

http://houmu.nagasesogo.com/syanai_kensyu/

■■　お客様お問い合わせ記入欄　■■

ご質問・ご不明点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

TEL　029-875-8180（平日 9:00～17:00）

FAX　050-3730-0060

E-MAIL　nagase@nagasesogo.com

□　今回の記事について相談したい

□　開催セミナーについて相談したい

□　法律問題・顧問契約について相談したい

【お問い合わせ先】弁護士法人　長瀬総合法律事務所

［牛久本部］

〒３００−１２３４
茨城県牛久市中央５−２０−１１
牛久駅前ビル５０１
TEL　０２９−８７５−８１８０
FAX　０５０−３７３０−００６０



［日立支所］

〒３１７−００７３
茨城県日立市幸町１−４−１
日立駅前ビル４階
TEL　０２９４−３３−７４９４



［水戸支所］

〒３１０−０８０３
茨城県水戸市城南１−４−７
第５プリンスビル７階
TEL　０２９−２９１−４１１１



すべてのクライアントの「再生」のために

総 合 サ イ ト：http://nagasesogo.com
離 婚 サ イ ト：http://rikon.nagasesogo.com
企業法務サイト：http://houmu.nagasesogo.com
交通事故サイト：http://jiko.nagasesogo.com
債権回収サイト：http://saikenkaisyu.nagasesogo.com
相 続 サ イ ト：http://souzoku.nagasesogo.com
刑事事件サイト：http://keiji.nagasesogo.com
労働問題サイト：http://roudou.nagasesogo.com